令和5年度決算に基づく稲沢市健全化判断比率・資金不足比率

(単位:千円、%)

< 根拠法> 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

<算出方法>

実 質 赤 字 比 率
$$=$$
 $\frac{- 般会計等の実質赤字額}{ 標 準 財 政 規 模} = \frac{\Delta 2,465,972}{30,453,898} = \frac{- (\Delta 8.09)}{}$

早期健全化基準 11.78 財政再生基準 20.00

② 連結実質赤字比率 全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

<算出方法>

早期健全化基準 16.78 財 政 再 生 基 準 30.00

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に 対する比率の3か年平均

<算出方法>

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

<算出方法>

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額 +地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 = 62,896,142 - (16,737,718 + 5,864,352 + 41,590,854) 30,453,898 - 4,196,308 = (△4,9)

早期健全化基準 350.0

2 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

<算出方法>

資 金 不 足 比 率 =
$$\frac{\hat{g}$$
 金 の 不 足 額 事 業 の 規 模
病 院 事 業 = $\frac{\triangle 3,329,255}{5,236,136}$ = $\frac{-}{(\triangle 63.58)}$ 水 道 事 業 = $\frac{\triangle 1,894,487}{2,230,146}$ = $\frac{-}{(\triangle 84.94)}$ 公共下水道事業 = $\frac{\triangle 935,393}{875,090}$ = $\frac{-}{(\triangle 106.89)}$ 集落排水事業 = $\frac{\triangle 27,593}{91,147}$ = $\frac{-}{(\triangle 30.27)}$ 罹沢西土地 区画整理事業 = $\frac{\triangle 190,507}{109,831}$ = $\frac{-}{(\triangle 173.45)}$

経営健全化基準 20.00

<参考> 健全化判断比率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質赤字比率	— (△7.44%)	— (△8.84%)	— (△7.80%)	— (△6.32%)	— (△13.41%)	— (△11.03%)	— (△8.09%)
連結実質赤字比率	— (△27.13%)	— (△28.16%)	— (△24.96%)	— (△25.64%)	— (△37.51)	— (△36.51%)	— (△30.58%)
実質公債費比率	3.2%	3.3%	3.2%	2.8%	2.6%	2.5%	3.2%
将来負担比率	7.7%	0.3%	— (△7.6%)	3.7%	— (△7.9%)	— (△6.4%)	— (△4.9%)

<参考> 資金不足比率の推移

	\	\	/	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病	院	事	業	_ (_ (_ (_ (— (— (A 00 F0%)
				(△12.99%)	(△18.28%)	(△15.76%)	(△38.41%)	(△57.96%)	(△69.09%)	(△63.58%)
水	道	事	事業	_	_	_	_	_	_	_
/N ,	炬	7		(△124.79%)	(△112.75%)	(△102.33%)	(△85.61%)	(△90.57%)	(△85.92%)	(△84.94%)
公共			道事業	_	_	_	_	_	_	_
	も下れ	水道		(△66.50%)	(△73.98%)	(△83.84%)	(△92.23%)	(△93.34%)	(\(\Delta 103.30\%)	(△106.89%)
					_	_	_	-	-	_
集系	笿 排	水	事業		(△23.58%)	(△23.39%)	(△22.83%)	(△23.34%)	(△23.68%)	(△30.27%)
農	業	隹	竏	-						
排	水	集 事	落 業	(\(\Delta \) 5.06%)						
		西 土 整 理 堊		_	_	_	_	_	_	_
区	画整		業	(△536.57%)	(△642.92%)	(△1,308.38%)	(△186.21%)	(△835.76%)	(△505.69%)	(△173.45%)
下	聿 陸	πН	田土地 理事業	_	_					
区	画整	理事		(–)	(–)					

※ 下津陸田土地区画整理事業は、平成28・29・30年度は事業の規模がないため算出不可能。事業完了に伴い30年度をもって廃止

[※] 農業集落排水事業特別会計及びコミュニティ・プラント事業特別会計については、平成30年度から地方公営企業法の一部を適用し、 集落排水事業企業会計に移行